

○宮崎大学教育・学生支援センター規則

〔平成22年9月22日
制 定〕

改正 平成25年2月28日 平成28年3月25日
平成29年3月31日 平成29年9月28日
令和元年6月27日 令和2年3月26日
令和3年5月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学基本規則第13条第3項の規定に基づき、宮崎大学教育・学生支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、宮崎大学（以下「本学」という。）における大学教育の内容・方法の改善、学生に対する学習、課外活動、経済・生活の支援及びキャリア支援に関する事業を推進・支援することにより、本学学生の教育及び学生支援の発展・充実に寄与することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げるもののほか、センターに教育企画部門及び学生支援部門を置き、必要な業務を行う。

- (1) 教育・学生支援に係る中期目標・中期計画及び年度計画・実施に関すること。
- (2) 教育・学生支援に係る認証評価に関すること。
- (3) 教育戦略に関すること。

2 教育企画部門は、次の業務を行う。

- (1) 大学教育の企画・調整及びこれについて必要な調査・研究に関すること。
- (2) 教育環境、教育の内容・方法改善のための企画・実施・運営及びこれについて必要な調査・研究に関すること。
- (3) その他大学教育全般に関して必要な事項

3 学生支援部門は、次の業務を行う。

- (1) 学生の学び方支援の企画・実施・運営及びこれについて必要な調査・研究に関すること。
- (2) 課外活動支援、経済支援、生活支援、キャリア支援及び学生相談等の企画・調整及びこれについて必要な調査・研究に関すること。
- (3) その他学生支援に関して必要な事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長 各1人
- (4) 専任教員
- (5) 兼任教員 各学部1人
- (6) ファカルティ・ディベロッパー
- (7) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、副学長（教育・学生担当）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長)

第6条 副センター長は、各部門等の業務を統括し、センター長を補佐する。

2 副センター長は、第4条第3号、第4号及び第5号の職員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 各部門長は、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

- 2 部門長は、当該部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(専任教員)

第8条 専任教員は、センター及び当該部門の業務を処理する。

- 2 専任教員の選考に係る事項については、別に定める。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、当該部門の業務を補助する。

- 2 兼任教員は、各学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
- 3 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(ファカルティ・ディベロッパー)

第10条 ファカルティ・ディベロッパーは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育活動における課題の分析及び改善に関する事項
 - (2) 教員の教育力を高める取組に関する事項
 - (3) その他、教育環境及び教育の内容・方法改善に関し、センター長から指示のある事項
- 2 ファカルティ・ディベロッパーは、本学専任教員の中から、センター長の推薦に基づき、学長が委嘱する。
 - 3 ファカルティ・ディベロッパーの任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4 ファカルティ・ディベロッパーは、兼任教員が兼ねることができる。

(センター会議)

第11条 センターに、本学の教育・学生支援及びセンターの組織・運営に関することを審議するため、宮崎大学教育・学生支援センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

- 2 センター会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会への付託)

第12条 第3条に掲げる業務に関する具体的方策を審議するため、次に掲げる関係委員会に付託することができる。

- (1) 宮崎大学教育委員会
- (2) 宮崎大学教育質保証・向上委員会

(事務)

第13条 センターの事務は、学生支援部教育支援課及び学生生活支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 宮崎大学教育研究・地域連携センター規則（平成19年3月22日制定）及び宮崎大学教育研究・地域連携センター運営委員会規程（平成19年3月22日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の施行後、最初に選出される第4条第1号、第2号及び第4号の職員の任期は、第5条第3項、第6条第3項及び第8条第3項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 5 月 27 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第 4 条第 2 号の職員の任期は、第 6 条第 3 項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日までとする。